平成２７年（フ）第８２２号
札幌市西区発寒７条14丁目13番17号　クラシック１Ａ号
債務者　金子千恵子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３６号
札幌市北区北28条西７丁目２番２号　ローヤルハイツＮ28―203号
債務者　加藤　裕美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６８号
札幌市東区北38条東12丁目１番12―802号
債務者　石川　香織
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８６号
札幌市中央区南５条東２丁目13番地１　セントポーリアＳＷＥＥＴ1105号
債務者　斎藤　綾子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
山形県酒田市緑町２番61号
債務者　石黒　順一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３０号
山形県酒田市緑町２番61号
債務者　石黒　マキ
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２０２号
相模原市緑区若柳1237番地１　市営内郷住宅403
債務者　野村とき江（旧姓三田村）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８９号
静岡県駿東郡清水町徳倉848番地　レアールカロス101
債務者　長濱　賢二
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５４号
大阪府八尾市萱振町４丁目38番地の20
債務者　竹内　麻理
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２２号
大阪府門真市新橋町22番24号サンティエール門真205号
債務者　日髙　勇希
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８２号
大阪府高槻市安岡寺町３丁目19番12号
債務者　王子田哲朗
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０９号
大阪市淀川区十三元今里２丁目１番４号　美杉マンション302号
債務者　松本恵美子こと　松本惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４１号
大阪市平野区加美北７丁目11番41号　ラフィーネノール加美503
債務者　上村佳代子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８１号
大阪府豊中市豊南町西３丁目14番２号　村上文化１階一番左
債務者　前川　里美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５９４号
大阪市天王寺区上本町６丁目６番23―705号
債務者　佐原妙子こと　佐原　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６３号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里2477番地２
債務者　清水　英吾
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５号
大阪府藤井寺市岡１丁目10番９号
債務者　吉田　竜也
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係